

令和3年度「栗駒国定公園須川ビジターセンター電源施設改修設計業務委託」特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、令和3年度「栗駒国定公園須川ビジターセンター電源施設改修設計業務委託」に適用する。業務の履行にあたっては、本特記仕様書に記載のない事項については、国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、市販されているもの以外は国土交通省ホームページに掲載している。

URL http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

共 通	(年版等)
・官庁施設の基本的性能基準	(令和2年版)
・官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式	(平成27年版)
・庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(平成27年版)
・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(平成25年版)
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(平成8年版)
・木造計画・設計基準	(平成29年版)
・木造計画・設計基準の資料	(平成29年版)
・官庁施設の環境保全性能基準	(平成29年版)
・官庁施設の防犯に関する基準	(平成21年版)
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(平成18年版)
・建築設計業務等電子納品要領	(令和元年版)
・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	(令和元年版)
・公共建築工事積算基準	(平成31年版)
・公共建築工事共通費積算基準	(平成31年版)
・公共建築工事標準単価積算基準	(令和2年版)
・公共建築工事積算基準等資料	(令和2年版)
・営繕工事積算チェックマニュアル	(平成30年版)
・建築物解体工事共通仕様書	(平成31年版)
・官庁営繕事業におけるB I Mモデルの作成及び利用に関するガイドライン	(平成30年版)
・B I M適用事業における成果品作成の手引き(案)	(平成30年版)

設 備	(年版等)
・ 建築設備計画基準	(平成30年版)
・ 建築設備設計基準	(平成30年版)
・ 建築設備工事設計図書作成基準	(平成30年版)
・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(平成31年版)
・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(平成31年版)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	(平成31年版)
・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(平成31年版)
・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(平成31年版)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	(平成31年版)
・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準	(平成28年版)
・ 建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)	(2014年版)(市販)
・ 建築設備設計計算書作成の手引((一社)公共建築協会)	(平成30年版)(市販)
・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン	(平成22年版)

第2条 業務期間

業務期間は、90日間とする。

第3条 業務目的

本業務は、経年劣化により故障している自家発電(ディーゼルエンジン発電機)に代わる、ソーラー発電施設及び、蓄電施設の設置に係る調査を行い、非常時の避難場所としての電源を確保するための改修等設計業務を実施することを目的とするもの。

第4条 業務内容

本業務の内容、条件、数量は次のとおりとする。

業務箇所

岩手県一関市巖美町祭時山国有林内(須川ビジターセンター内)

業務内容

(1)現況調査

既存撤去施設の数量の算出及び、新施設設置予定箇所の現況調査を行うもの。

- ・ ソーラーパネルの設置予定箇所の状況確認

・蓄電施設等の設置予定箇所の状況確認

(2)改修設計

ソーラー発電施設及び、蓄電施設等の設置設計を行う。

想定する改修工事内容については、別添「概要書」による

第5条 管理技術者及び照査技術者の資格要件

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士を配置すること。

なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

第6条 設計協議・打合せ

設計業務における打合せは、業務着手時、成果物納品時及び中間1回とする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は打合せの都度業務打合せ記録簿を作成し、内容について発注者と相互に確認するものとする。また、打合せは、岩手県庁自然保護課内とする。

本業務委託の遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議すること。

第7条 資料の貸与・返却

本業務の実施にあたり、必要となる関連資料は貸与する。それ以外の資料については打合せによるものとする。なお、貸与した資料については、業務終了後速やかに発注者に返却するものとする。

貸与資料については、本業務以外の使用や他人に写しの交付や閲覧に供してはならない。

第8条 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとするが、電子納品2部及び印刷した成果品1部とする。なお、納品に関して調査職員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(1)報告書(設計)	1式
(2)数量計算書	1式
(3)設計図面（縮小A3判）	1式
(4)打合せ記録簿	1式
(5)照査資料	1式

第9条 その他

本業務の遂行にあたり、別途の調査等が必要となる場合には、速やかに監督職員と協議すること。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		平成 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__